

# 長久手町と愛知淑徳大学との連携に関する協定書

## (趣旨)

第1条 長久手町（以下「町」という。）と愛知淑徳大学（以下「大学」という。）とは、相互の発展と充実に資するため、地域社会の文化、教育、まちづくり等の振興に係る連携および協力を推進するにあたり、協定を締結する。

## (連携・協力の事項)

第2条 町および大学は、この協定に基づき次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域のまちづくりの推進、地域振興に係る各種事業や計画に関すること。
- (2) 教育・文化の振興、生涯学習の推進に関すること。
- (3) 学術振興に係る知的資源の交流に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) その他、町や大学の理念の実現のために、町と大学が必要と認めること。

## (連携・協力の調整)

第3条 町および大学は連携・協力事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する所轄部門を定め、必要に応じて協議を実施する。

## (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の60日前までに、町及び大学等から改廃の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## (その他)

第5条 この協定に定めのない事項について、連携・協力の必要が生じたときは、町と大学が協議して別に定めるものとする。

本協定書は2通作成し、町と大学がそれぞれ1通を保有する。

平成22年10月14日

長久手町長

加藤 梅雄



加藤梅雄

愛知淑徳大学学長

小林 素文



小林素文